

幼稚園施設整備指針の改訂等について

平成22年2月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

はじめに

本調査研究協力者会議では、幼稚園教育要領の改訂（平成20年3月公示，平成21年度より実施）への対応，社会状況の変化への対応等を踏まえ，平成21年6月から，現行の幼稚園施設整備指針について改訂を行うため検討を実施してきました。

幼稚園教育においては，幼児期の発達の特徴から，幼児が自ら周囲の環境とかかわり，活動を展開する充実感を十分に味わいながら，発達に必要な体験を重ねていくようにすることが大切です。

本報告では，様々な人やものとかかわりを通した多様な体験を幼児に与え，心身の調和のとれた発達を促すことができるよう，多様な自然体験や生活体験が可能となる環境の整備といった観点や，環境面の持続可能性への配慮の観点から記述を充実させています。

また，幼稚園の機能を生かした子育ての支援が求められていることを踏まえた幼児教育のセンターとしての役割を果たすための空間や，「預かり保育」を実施する幼稚園が増えていることを踏まえた「預かり保育」に関連する空間の計画・設計上の留意事項を充実させています。

この他，幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続への対応や子どもの体力の向上，情報環境の充実，特別支援教育の推進等についても記述を充実させています。

さらに，これらの報告において示した計画・設計上の留意事項を踏まえつつ，幼児期の教育を充実させるための施設整備を着実に推進するため，その施設整備関連方策についても検討し，報告をとりまとめています。

本報告に基づき，速やかに「幼稚園施設整備指針」の改訂を進めることが必要であると考えます。そして，既存施設の改修を含めた学校施設の今後の整備に際し，設置者の創意工夫の下に，幼児の教育の場にふさわしい豊かな環境が全国で形成されていくことを切に願う次第です。

平成22年2月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

主 査 杉 山 武 彦

幼稚園施設整備指針の改訂等について

－ 目 次 －

第1編	幼稚園施設編	
第1章	総則	1-1
第2章	施設計画	1-9
第3章	園舎計画	1-12
第4章	園庭計画	1-22
第5章	詳細設計	1-27
第6章	構造設計	1-27
第7章	設備設計	1-27
第8章	防犯計画	1-27
第2編	幼児期の教育を充実させるための施設整備関連方策について	
	・・・・・・・・・・・・・・・・	2-1

参考資料

第 1 編 幼稚園施設編

【本指針を活用するに当たっての留意事項】

○整備指針の位置づけ

本指針は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したものである。

地方公共団体等の学校設置者は、学校施設の計画及び設計に当たり、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確保するため、関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮すること。

○整備指針の適用範囲

本指針は、学校施設を新築，増築，改築する場合に限らず，既存施設を改修する場合も含め，学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。

○整備指針の表現

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの

「～望ましい。」：より安全に，より快適に利用できるように備えることが望ましいもの

「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの

幼稚園施設整備指針編

目次

第1章 総則

第1節	幼稚園施設整備の基本的方針	1-1
第2節	幼稚園施設整備の課題への対応	1-1
第1	幼児の主体的な活動を確保する施設整備	1-1
第2	安全でゆとりと潤いのある施設整備	1-3
第3	家庭や地域と連携した施設整備	1-5
第3節	幼稚園施設整備の基本的留意事項	1-6

第2章 施設計画

第1節	園地計画	1-9
第1	園地環境	1-9
第2	通園環境	1-10
第2節	配置計画	1-10
第1	園地利用	1-10
第2	配置構成	1-10

第3章 園舎計画

第1	基本的事項	1-12
第2	保育空間	1-13
第3	共通空間	1-16
第4	家庭・地域連携空間	1-18
第5	管理空間	1-19

第4章 園庭計画

第1	基本的事項	1-22
第2	運動スペース	1-22
第3	遊具	1-23
第4	砂遊び場、水遊び場その他の屋外教育施設	1-23
第5	緑化スペース	1-24
第6	門、囲障等	1-25

第5章 詳細設計（抄）

第1	基本的事項	1-27
----	-------	------

第6章 構造設計（略）

第7章 設備設計（抄）

第1	基本的事項	1-27
----	-------	------

第8章 防犯計画（略）

第1章 総 則

第1節 幼稚園施設整備の基本的方針

1 自然や人，ものとの触れ合いの中で遊びを通じた柔軟な指導が展開できる環境の整備

幼稚園は幼児の主体的な生活が展開される場であることを踏まえ，家庭的な雰囲気の中で，幼児同士や教職員との交流を促すとともに，自然や人，ものとの触れ合いの中で幼児の好奇心を満たし，幼児の自発的な活動としての遊びを引き出すような環境づくりを行うことが重要である。

2 健康で安全に過ごせる豊かな施設環境の確保

発達の著しい幼児期の健康と安全を重視し，日照，採光，通風等に配慮した良好な環境を確保するとともに，幼児期の特性に応じて，また，障害のある幼児にも配慮しつつ，十分な防災性，防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。

さらに，それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに，環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。

3 地域との連携や周辺環境との調和に配慮した施設の整備

幼稚園は，地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすことが重要であり，このためには，親子の交流や子育て相談等を通じて家庭や地域と連携したり，可能な限り周辺の施設と有機的に連携すること，また，近隣の町並みや景観との調和に配慮して整備することや施設のバリアフリー対策を図ることが重要である。

第2節 幼稚園施設整備の課題への対応

第1 幼児の主体的な活動を確保する施設整備

1 自発的で創造的な活動を促す計画

- (1) 幼児の主体的な活動を確保し，幼児期にふさわしい発達を促すことのできる施設として計画することが重要である。その際，幼児の遊びの場を十分に確保すること，小グループや一人一人の特性に応じた活動を可能にする多目的な空間を計画すること，保育室と遊戯室や図書スペース等の連携に配慮することも有効である。また，各種視聴覚機器等の教材を必要に応じて活用できるように計画することも有効である。
- (2) 幼児の多様な活動に即して，幼児の豊かな創造性を発揮したり，幼児期にふさわしい生活を展開したりすることのできる施設として計画することが重要である。その際，様々なコーナーを設定したり，家具の配置を工夫できる弾力的で多目的な変化のある空間を計画したりすることも有効である。

2 多様な自然体験や生活体験が可能となる環境

- (1) 幼児の身体的発達を促すため，自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶなど幼児の興味や関心が戸外にも向くよう，幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置を工夫することが重要である。その際，屋内外の空間的な連続性や回遊性^{*}に配慮

第1章 総 則

することが重要である。

※回遊性・・・・・・・・建物内の通路やホールあるいは敷地内通路等を環状につなげて、幼児等が建物の内部や周囲等を回れるようにすること。

- (2) 豊かな感性を育てる環境として、自然に触れることのできる空間を充実させることが重要である。その際、自然の地形などを有効に活用した屋外環境及び半屋外空間*を充実させることも有効である。

※半屋外空間・・・・・・・・バルコニー、テラス、庇の下等、保育室等の内部空間と密接に関係した屋外空間

3 人とのかかわりを促す工夫

幼児が教師や他の幼児などと集団生活をおくる中で、信頼感や思いやりの気持ちを育て、また、地域住民、高齢者など様々な人々と親しみ、自立心を育て人とかかわる力を養うことに配慮した施設として計画することが重要である。その際、近隣の小学校の児童等との交流に配慮した施設として計画したり、アルコーブ*、デン*等を計画し、幼児と人との多様なかかわり方が可能となる施設面での工夫を行ったりすることも有効である。

※アルコーブ・・・・・・・・廊下やホール等に面した小スペースで休憩、談話、読書等ができ、人とのコミュニケーションや多様な活動が展開できる場

※デン・・・・・・・・手を伸ばせば壁や天井に触れることができる幼児の人体寸法に合った家庭的な雰囲気のある小さな小空間

4 多様な保育ニーズへの対応

- (1) 幼稚園全体の協力体制を高めるとともに、幼児に対しきめ細かな指導を行うため、ティーム保育を導入し実践することが要請されてきており、施設計画においてもこれに対応することは重要である。その際、多様な保育形態に対応できる多目的な空間を配置することも有効である。
- (2) 幼稚園における3歳児（満3歳児入園の園児を含む。以下同じ。）の入園についてのニーズが高まってきており、施設計画においてもこれに対応することが重要である。その際、幼児の人体寸法や活動内容に留意した専用の落ち着いた空間を計画することも有効である。

5 情報環境の充実

幼児が様々なことに興味や関心を広げることや、校務情報化の推進に資するため、幼児への影響に配慮しつつ、情報機器の導入が可能となる計画とすることも有効である。

6 特別支援教育の推進のための施設

- (1) 教育上特別の支援を必要とする幼児に対して、障害による教育上又は生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人一人の幼児の教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設環境を計画することが重要である。その際、発達障害*を含めた障害のある幼児の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を計画することが重要である。

※発達障害・・・・・・・・「LD、ADHD又は高機能自閉症等」を含め、「発達障害者支援法」の定義に基づく「発達障害」を意味する。なお、LDは学習障害(Learning Dis

abilities), ADHDは注意欠陥多動性障害(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)を意味する。

- (2) 幼児が幼稚園内外の障害のある幼児等と活動を共にすることを、安全かつ円滑に実施できる計画とすることが重要である。

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

1 生活の場としての施設

- (1) 幼稚園は、幼児にとって人格形成の基礎を培う大切な場であり、遊びや生活の場として、ゆとりと潤いのある施設づくりを行うことが重要である。
- (2) 幼児等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮するとともに、心理的な影響も含めて施設を計画することが重要である。
- (3) 多様な教育内容・保育形態に対応するとともに、豊かな生活の場を構成することのできる机・いす・収納棚等の家具を施設計画と一体的に計画することが重要である。

2 健康に配慮した施設

- (1) 幼児の健康に配慮し、園内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等に十分配慮した計画とすることが重要である。
- (2) 幼児の心と体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。
- (3) 使用する建材、家具等は、快適性を高め、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用することが重要である。
- (4) 新築、改築、改修等を行った場合は、養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準値以下であることを確認させた上で建物等の引渡しを受け、供用を開始することが重要である。

3 耐震性の確保

- (1) 地震発生時において、幼児等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。
- (2) 幼稚園施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、このために必要となる機能も計画することが重要である。

4 安全・防犯への対応

- (1) 幼児の安全確保を図るため、幼稚園内にあるすべての施設・設備について、幼児の多様な行動に対し十分な安全性を確保し、安心感のある計画とすることが重要である。

その際、事故の危険性を内包する箇所は特に安全性を重視した分かりやすい計画とすることが重要である。

- (2) 事故を誘発するような明確な構造的な欠陥はもとより、幼児が予測しにくい危険を十分に除去しておくことが重要である。

また、可動部材、特に機械制御のものは十分に安全性が確保されていることを確認することが重要である。

- (3) 幼児の多様な行動に対して、万が一事故が発生してもその被害が最小限となる

よう、配慮した計画とすることが重要である。

- (4) 外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画や、事故も含めた緊急事態発生時に活用できる通報システム等を各幼稚園へ導入することが重要である。
- (5) 敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することや、特に不審者侵入の観点からはどの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が重要である。
- (6) 幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策及び事故防止対策を実施し、その安全性を確保した上で、地域住民等が利用・協力しやすい幼稚園施設づくりを推進することが重要である。
- (7) 既存施設の防犯対策及び事故防止対策についても、図面や現場等において点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが、関係者の意識を維持していく面からも重要である。
- (8) 幼稚園施設の防犯対策及び事故防止対策は、安全管理に関する運営体制等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら取組を進めることが重要である。

5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある幼児、教職員等が安全かつ円滑に生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、また必要に応じエレベーター等の計画に配慮することが重要である。
- (2) 幼稚園の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が幼稚園教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。
- (3) 既存幼稚園施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児の在籍状況等を踏まえ、所管する幼稚園施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。
- (4) 幼稚園施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。

6 環境との共生

- (1) 幼児が自然環境と触れ合いながら様々な体験をすることができるように配慮するとともに、施設自体が教材としても活用されるよう計画することが重要である。
- (2) 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。
- (3) 太陽光や太陽熱、風力、バイオマス*など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減するだけでなく、環境教育を踏まえた活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。

※バイオマス・・・動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）。

7 特色を生かした計画

幼稚園における教育理念を施設計画に反映させることによって、特色ある計画と

することが重要である。その際、モニュメント、シンボルツリーを設けたり、色彩や曲線を生かしたデザイン手法を活用することや、地域の文化的特性や伝統を取り入れ、風土、景観等の特色を生かした計画とすることも有効である。

第3 家庭や地域と連携した施設整備

1 幼稚園・家庭・地域の連携

- (1) 幼稚園施設の計画に当たっては、家庭等とも連携した地域の学習環境の基盤整備ととらえ、教職員・保護者・地域住民等の関係者の参画により、総合的に検討を進めることが重要である。
- (2) 専門的知識・技術を持つ社会人をはじめ、地域の様々な人材を受け入れ、教育活動への地域の活力の導入・活用を促すための諸室についても計画することが重要である。
- (3) 他の文教施設等の整備状況を勘案しつつ、必要に応じ、これらの施設との有機的な連携について計画することが望ましい。とりわけ、保育所や小学校との連携を視野に入れた施設計画が重要である。さらに、他の文教施設との情報ネットワークを構築することも有効である。

2 「預かり保育」への対応

近年「預かり保育※」に対するニーズが高まってきており、地域の状況や保護者の要望に応じた「預かり保育」に対応する施設計画が重要である。その際、活動日数や活動時間帯等の運営方法、午睡やおやつ等の「預かり保育」独自の活動に留意するとともに、家庭的な雰囲気のある空間を設けるなど幼児が長時間園内に滞在することに配慮して計画することが重要である。

※「預かり保育」・・・通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動

3 子育ての支援活動への対応

地域の幼児教育のセンターとしての子育てを支援するための機能や「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層充実させるための施設計画が重要である。その際、地域の様々な人々が気軽に利用できるように配慮することが重要であり、子育てに関する情報交換や相談のための専用の子育て支援室やPTA室等を計画すること、インターネットを活用した子育て支援ネットワークの構築及び乳幼児等を伴う保護者の利用に配慮すること等も有効である。

4 幼稚園開放のための施設・環境

- (1) 地域に開かれた幼稚園として、子育てを支援するため園舎や園庭の開放が求められており、幼児や地域住民が有効に活用できる施設計画とすることが重要である。また、幼稚園や地域の特性に応じた防犯対策を実施し安全性を確保した上で、必要に応じ、地域住民との交流の促進を図ることができるよう計画することも有効である。
- (2) 多様な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設であるとともに、幼稚園開放の運営と維持管理が容易な施設として計画することが重要である。

5 保育所と連携した施設計画

- (1) 幼稚園と保育所の施設の共用化（「認定こども園」とする場合を含む。）など、

- 両者の有機的な連携について計画することも有効である。その際、遊戯室、調理室、管理諸室、屋外環境等について共用の空間を計画することが望ましい。
- (2) 幼稚園と保育所の施設の共用化を図る際には、施設相互の関連に配慮するとともに、合同の活動や行事など幼児が様々な触れ合いをもつ空間として計画し、幼児の教育・保育の場として十分機能させることが望ましい。また、教員と保育士の交流の促進や子育て相談等における連携・協力を図る計画も望ましい。

6 複合化への対応

- (1) 幼稚園と保育所、小学校、社会教育施設、高齢者福祉施設等との複合化について計画する場合は、幼稚園における幼児の教育と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用、共同利用等による教育環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。
- (2) 多様な利用者を考慮し、防犯対策等の安全管理、バリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。
- (3) 幼稚園の教育環境に障害又は悪影響を及ぼす施設との合築は避けることが重要である。また、教育環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築についても慎重に対処することが重要である。

第3節 幼稚園施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点からの計画の策定

- (1) 多様な教育活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携を考慮するとともに、当該地域の幼児数や保育ニーズの将来動向、幼稚園教育の今後の方向等を考慮しつつ、総合的かつ長期的な視点から施設の運営面にも充分配慮した計画を策定することが重要である。
- (2) 当該地域における文教施設の整備計画や幼児教育施設等の整備状況を勘案して幼稚園施設の規模、立地を計画することが望ましい。
- (3) 増築、一部改築、改修、補強等の場合も、幼稚園施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画することが重要である。

2 適確で弾力的な施設機能の設定

- (1) 幼児期の特性に応じ、また、障害のある幼児にも配慮しつつ、多様な保育形態による活動規模を考慮した施設機能を設定することが重要である。また、その際、教育の内容や方法、設備、園具、遊具等の利用方法を把握するとともに、地域の気候、風土やその季節的な変化、周辺環境の活用の可能性等も考慮して、必要な施設機能を弾力的に設定することが重要である。
- (2) 教務、事務の内容や方法、事務機器、家具等の利用方法を把握し、必要な施設機能を設定することも重要である。
- (3) 幼児の人体寸法、動作寸法、行動特性に適合した家具の導入を考慮し、施設機能を設定することが重要である。
- (4) 親子の交流や子育て相談等における施設・設備の利用方法を把握し、必要な施設機能を設定することが重要である。

3 計画的な整備の実施

- (1) 施設機能を適確に設定するため、企画から基本設計までの期間を十分確保するとともに、企画から施工に至る各段階の内容的な連続性、整合性に十分留意しつつ、計画的に整備を進めることが重要である。
- (2) 施設計画と園具、遊具等の導入計画との一体性に留意しつつ、総合的に整備を進めることが重要である。
- (3) 完成後には施設に係る評価を定期的に行い、将来の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。
- (4) 施設の整備を段階的に行う場合は、最終的な施設計画を想定した上で、計画を策定することが重要である。

4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- (1) 幼稚園施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。
- (2) 建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の教育内容や指導方法の変化に応じて変更可能とすることや、設備の交換・補修を容易にすること等、長期間建物を有効に使える計画とすることが重要である。
- (3) 情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで、改修整備を行いやすい施設となるよう計画することも有効である。

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- (1) 特色ある教育内容や指導方法等を反映し、地域と連携した幼稚園運営が行われるよう、企画の段階から教職員・保護者・地域住民等の参画により、総合的に計画することが重要である。また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換を行うことが重要である。

このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。

- (2) 開放施設の利用内容・方法や管理方法、幼児の通園方法、当該幼稚園施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前に地域住民等と十分協議することが重要である。

6 地域の諸施設との有機的な連携

- (1) 当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合を図りつつ、これらの施設と有機的に連携した計画とすることが望ましい。
- (2) 幼稚園と地域社会の連携を深めていく上で、社会教育施設や高齢者福祉施設等と複合化し、教育環境を高機能化・多機能化させることも有効である。その際、幼稚園における教育と生活に支障を生ずることのないよう計画することが重要である。

7 整備期間中の教育環境の確保

整備期間中においては、適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、幼児の健康、安全や教育環境に支障が生じないように十分留意することが重要である。特に、情緒障害、自閉症又は

第1章 総 則

ADHD等の障害のある幼児がいる場合は、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮することが重要である。また、必要に応じ適切な仮園舎を確保することも有効である。

第2章 施設計画

第1節 園地計画

第1 園地環境

1 安全な環境

- (1) 地震，洪水，高潮，津波，雪崩，地滑り，がけ崩れ，陥没，泥流等の自然災害に対して安全であることが重要である。
- (2) 建物，屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに，危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差，深い池などのない安全な地形であることが重要である。また，敷地を造成する場合は，できるだけ自然の地形を生かし，過大な造成を避けることが望ましい。
- (4) 園地に接する道路の幅員，接する部分の長さ等を考慮し，緊急時の避難，緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが望ましい。
- (5) 保育に支障を及ぼし，幼児等の健康や安全を損なうような騒音，振動，臭気等を発生する事業所や車の出入りの頻繁な施設等が周辺に立地していないことが重要である。
- (6) 死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。

2 健康で文化的な環境

- (1) 良好な日照，空気及び水を得ることができ，排水の便が良好であることが重要である。
- (2) 自然との触れ合いの中で，幼児が活発に活動できる地形の起伏，自然の樹木等があることが望ましい。
- (3) 見晴らしや景観が良く，近隣に緑地，公園，文化的な施設等があることも有効である。

3 適正な面積及び形状

- (1) 園舎，園庭に対する現在及び将来の施設需要に十分対応できる面積であることが望ましい。
- (2) 園舎，園庭等を適切に配置し，有効に利用できるまとまりのある形状であることが望ましい。

4 教育上ふさわしい環境

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所が周辺に立地していないことが重要である。
- (2) 興行場法第1条に規定する興行場のうち，業として経営される教育上ふさわしくない施設が周辺に立地していないことが重要である。
- (3) 頻繁な車の出入りを伴う施設，騒音，臭気等を発生する工場，その他の教育上ふさわしくない施設が周辺に立地していないことが重要である。
- (4) 保育所，小学校，社会教育施設，社会体育施設その他の地域施設とのネットワークを考慮して立地を計画することも有効である。

第2章 施設計画

第2 通園環境

1 通園区域

幼児の居住分布，幼児期の心身の発達等を考慮し，幼児が疲労を感じない程度の通園距離，若しくは通園時間を設定できることが望ましい。

2 通園路

- (1) 交通頻繁な道路，踏切，溜め池，がけ地等危険な場所や，死角が多い場所，人通りの少ない場所等防犯上問題となる場所を避けるなど，安全な通園路を確保できることが重要である。
- (2) 地域の実状に応じ，様々な体験の場としても意義のある通園路を設定することが有効である。

第2節 配置計画

第1 園地利用

- (1) 園地を有効に利用し，各施設部分に必要な機能を最大限に充足できるように，園舎，園庭等を均衡のとれた構成で配置することが重要である。
- (2) 将来の施設機能，施設需要等の変動にも対応可能な計画とすることが重要である。
- (3) 教育上の利用や緊急時の避難，施設の維持管理等を考慮して，十分な空間を園舎周囲に確保することが重要である。
- (4) 土質，地盤や造成状況等を把握し，災害時等の安全を確保できるように，各施設部分を配置することが重要である。
- (5) 園地内における高低差等の地形や樹木等の自然を有効に活用することができるよう，園舎，園庭を配置することが望ましい。
- (6) 幼児が潤いを感じて生活できるよう，保育室の前庭や保育室と連続した半屋外空間を園舎廻りに確保することが望ましい。
- (7) 保育所や小学校等との併設の際には，相互の交流を考慮した連続的な施設計画とすることが重要である。

第2 配置構成

- (1) 幼児の主体的な活動を促したり，安全でゆとりと潤いのある環境を整備したりするためには，園舎，園庭，半屋外空間等の各施設は，空間的な連続性や回遊性に配慮し，一体的に活用できる配置とすることが重要である。
- (2) 当該地域の気候を考慮して，日照，通風等の良好な環境条件を確保するとともに，各施設部分に必要な機能，利用形態に応じ，園舎，園庭等を配置することや，特に冬季の保育時間における園庭への日照を確保できるように，園舎を配置することが重要である。
- (3) 騒音，ほこり，振動，日影，プライバシー等について周辺との相互の影響を可能な限り避けることができるように，各施設部分を配置することが重要である。
- (4) 日常の幼児，教職員，通園バス等の通行においてはもちろん災害時の避難や緊急車両等の進入も考慮しつつ，近接道路からの出入りの動線，園内の各動線を安全かつ合理的に確保できるように，園舎，園庭を配置することが重要である。
- (5) 園舎，園庭，半屋外空間及び門，囲障などの付帯施設は，意匠面において相互

- に調和し、周辺の景観との調和等に配慮した配置構成とすることが望ましい。
- (6) 防犯及び事故防止の観点から、見通しがよく、死角が生じないよう園舎、園庭、半屋外空間等の各施設の配置を計画することが重要である。また、防犯上の安全性を確保するため、幼児の活動範囲の明確化、敷地境界から園舎までの距離の確保、保育室と職員室等との位置関係に配慮することが重要である。
 - (7) 園舎の敷地は、盛土部分並びに異なる地質及び地盤条件の混在する部分にまたがらず、かつ、土砂の流出するおそれのある部分に近接していないことが望ましい。
 - (8) 幼児と地域との交流や幼稚園開放を実施する場合は、利用者の動線に留意し、交流部分や開放部分の配置を考慮して建物の位置を計画することが重要である。
 - (9) 幼稚園と保育所、小学校、社会教育施設、高齢者福祉施設等との複合化を計画する場合は、双方の交流が円滑かつ効果的に展開できるよう利用動線や交流の場について考慮し、建物位置を計画することが重要である。
 - (10) 避難階以外の階を幼児が利用する計画とする場合には、緊急時の幼児の避難に十分配慮した計画とすることが重要である。
 - (11) 屋外倉庫その他の屋外の施設や設備は、利用しやすく、かつ、教育活動等に支障の生じない位置に配置することが重要である。

第3章 園舎計画

第1 基本的事項

1 高機能かつ柔軟な計画

- (1) 多様な保育形態及び幼児の多様な活動内容に応じるため、各室や空間の必要性、関連性、利用頻度等を勘案した適切な空間構成とすることが重要である。
- (2) 幼児の特性に応じて、自発的、自主的な活動が促されるように、保育室や遊戯室等の園舎内及び園舎と園庭や半屋外空間の空間的な連続性や回遊性に配慮することが重要である。また、各室や空間の広さ、形、床レベル等に変化を持たせるように配慮することが望ましい。その際、アルコーブやデンを計画することも有効である。
- (3) 園舎内の見通しを良くしたり、吹抜けを配置したりするなど、幼児同士、互いの活動の様子を見ることができるよう計画することも有効である。
- (4) 幼児の多様な活動の展開に柔軟に対応するため、必要に応じて移動・可動間仕切等を用いて多様な空間を構成できる計画が望ましい。
- (5) 園具、遊具等の設置及び将来の導入を考慮して各室や空間の面積、形状等を計画することが重要である。
- (6) 多様な保育空間等を確保するために、中庭、屋上など園舎周りの屋外空間や半屋外空間を、安全管理面に十分留意しつつ積極的に取り入れた構成とすることが望ましい。
- (7) 遊戯室、ホール、ラウンジなど奥行きが深い空間や仕切りのない広い空間などは、採光、換気、音響、暖房等に支障を生じないように、位置、空間の形状、天井高、開口部、仕上げ、設備等を計画することが重要である。
- (8) 情報化の進展にとまない、情報機器の導入が可能となる計画とすることも有効である。

2 総合的、長期的な計画

- (1) 将来の幼児数の変動や多様な活動内容や指導方法に柔軟に対応できるように、間仕切位置の変更、保育室等の増築等を行うことのできる計画とすることが望ましい。
- (2) 必要な保育空間等を確保しつつ、地域における幼児教育のセンターとしての子育て支援機能を果たすことも考慮した空間構成とすることが重要である。
- (3) 地域の人々に親しまれ、幼児の将来の思い出にもつながり、かつ、教育の場としてふさわしい意匠とすることが望ましい。その際、幼稚園や地域の歴史、伝統等を考慮したシンボル性を有し、また、地域の景観と調和するように設計することが望ましい。

3 安全かつ円滑な動線に配慮した計画

- (1) 幼児の幼稚園における一日の活動が円滑に継続できるよう、空間的な連続性を確保した動線を設定することが望ましい。
- (2) 幼児、教職員、保護者、幼稚園開放時における利用者等が円滑に園内を移動することができるよう安全で明確な動線を設定することが重要である。
- (3) 園具、遊具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。
- (4) 可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に、

遊戯室等多人数を同時に収容する空間を避難階以外の階に計画する場合は、非常時の迅速な避難のために複数の避難動線を確保する等、その避難動線の設定に十分留意することが重要である。

- (5) 開放的な渡り廊下を設ける場合には、不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。
- (6) 3歳児や障害のある幼児の日常の動線や避難動線に十分配慮して計画することが重要である。

4 安全・防犯対策

幼児が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。

5 特別の支援を必要とする幼児への配慮

- (1) 個々の幼児の障害の状態等に応じた多様な活動に柔軟に対応でき、幼児が安心し、ゆとりをもって周囲の環境とかかわることのできるよう計画することが重要である。
- (2) 情緒障害、自閉症又はADHD等の障害のある幼児が落ち着きを取り戻すことのできるよう、小規模な空間を設けること等も有効である。

6 多様な教育内容・保育形態に対応する家具の計画

- (1) 机やいす、収納家具、ワゴン類、ついたて類等の家具については、多様な保育形態等に対応できるよう数量、材質、形状等を各室と一体的に計画するとともに、幼児の人体寸法に十分留意することが重要である。その際、地震等による教具等の落下や家具の転倒、幼児の衝突等に対して十分な安全性を確保できるように計画することが重要である。
- (2) 造り付けの家具・遊具等の設置に当たっては、必要性を十分検討し、幼児が日常的に利用しやすい位置に計画することが望ましい。
- (3) 幼児の通園鞆等の所持品を収納する適切な規模の家具を計画するとともに、幼児が主体的に片づけられる形状、配置とすることが望ましい。

第2 保育空間

1 保育室

(1) 空間構成、位置等

- ① 日照、採光、換気、通風、音響等の良好な環境条件の確保に十分留意して、位置、方位等を計画することが重要である。
- ② 幼児の活動の拠点となる空間であることを考慮し、遊戯室その他の保育空間及び園庭との連携を十分検討し、適切な空間構成とすることが重要である。
- ③ 幼児の交流、教職員間の連携・協力を円滑に行うことができるように、保育室相互のつながりに留意して計画することが重要である。
- ④ 3歳児が活動する保育室は、遊びの場や便所等との関連に留意するとともに、職員室から見通しが良い位置に配置することが望ましい。
- ⑤ テラス、バルコニー等の半屋外空間や中庭、芝生等の屋外空間に、直接出入りできるように計画することが望ましい。

第3章 園舎計画

(2) 面積，形状等

- ① 多様な教育内容や指導方法に対応できるとともに，園具，遊具等を弾力的に配置できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 幼児が様々な体験を行うことができるように，活動の内容や方法等に応じて様々なコーナーを形成できる面積，形状とすることが重要である。また，家具や，パーテーション等を簡単に収納することが可能な計画とすることが望ましい。
- ③ 作品や資料の掲示スペースや展示空間，持ち物の収納空間を確保できる面積，形状とすることが重要である。
- ④ 保育室の一部に，畳やカーペット等を採用したり，ソファやベンチ等を設置したりすることも有効である。
- ⑤ 衛生面に十分留意しつつ，水栓，流しその他の生活用設備，小動物や植物と親しむための設備などを設置する空間を確保できることが望ましい。
- ⑥ 3歳児が活動する保育室は，シャワー設備，給湯設備などの利用を考慮した計画とすることが望ましい。

2 遊戯室

(1) 空間構成，位置等

- ① 保育室との連携や，特に降雨，降雪時の利用を十分検討し，規模，位置等を適切に計画することが重要である。その際，保護者や地域住民による利用や，近隣の小学校の児童等との交流も考慮して計画することが望ましい。
- ② 保育室やホールと連続して計画し，一体的な利用も行えるよう考慮することも有効である。その際，幼児の日常の動線となる空間を確保できるように計画することが望ましい。
- ③ 運動に使う遊具，大型の遊具等を収納するための空間を，日常の出し入れに便利な位置に確保することが望ましい。

(2) 面積，形状等

- ① 幼児が安全にしかも伸び伸びと活動できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 活動の内容や方法に応じて各種の園具，遊具等の配置を換えたり，様々なコーナーを形成できる面積，形状とすることが望ましい。
- ③ 避難時や行事の際の利用者の動線も考慮しつつ，幼児等が円滑かつ安全に移動できる出入口の位置，幅等を計画することが重要である。
- ④ 幼児の発表，保護者の交流，様々な行事等に必要な照明，音響，ステージ，暗幕等の設備を適切に設置できる空間を確保することが重要である

3 図書スペース

(1) 空間構成，位置等

- ① 幼稚園の規模，教育内容や指導方法等に応じて，図書スペースとしての専用室又はコーナー・アルコーブ等を活用した読書のための小空間を計画することが重要である。
- ② 幼児が本を読みながらくつろぎ，楽しむことのできる計画とすることが重要である。また，情報化に対応する教育機器を導入することや，読み聞かせのための空間を確保することも有効である。
- ③ 図書，視聴覚機器，教材等を利用できる専用室，又は分散して利用できる小空間を幼児等が利用しやすい位置に配置することも有効である。
- ④ 図書スペースの家具を，幼児数等に留意し，利用しやすいように配置すること

が重要である。

- ⑤ 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 図書スペースとして専用室を計画する場合は，図書，各種設備，機器，教材等を効果的に配置，収納し，利用できるように，面積，形状を計画することが重要である。
- ② 図書，視聴覚機器，情報機器，教材等のための小空間を各保育室やその周辺に分散して計画する場合は，設置方法やその規模に十分留意することが重要である。
- ③ 必要に応じて，床に畳やカーペット等を採用することも有効である。

4 教材・器具庫

(1) 空間構成，位置等

- ① 身近な様々な対象が幼児のための教材となり得ることから，教材・園具等の種類，数量等に応じた必要な規模を確保するとともに，適切な運搬経路を確保できる位置に計画することが重要である。
- ② 教職員が教材等の複写，印刷，作成，整理，修理等を行うことができる空間として計画することも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 各種設備，機器，教材等を効果的に配置，収納し，利用できる面積，形状とすることが重要である。
- ② 教材等のための小空間を各保育室等に分散して計画する場合は，設置方法やその規模に十分留意することが重要である。

5 ホール，ラウンジ等

(1) 空間構成，位置等

- ① 幼児と教職員，幼児間の交流等を促し，また，保護者の交流の場としても活用できるように，まとまりのある空間を計画することも有効である。
- ② ホール，ラウンジ等の空間は，保育室，遊戯室等から利用しやすい位置に計画するとともに，中庭，テラス等との空間的連続性を考慮して計画することが望ましい。また，必要に応じ，保育室，遊戯室等と一体の空間としても利用することのできるような計画とすることも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 多様な活動内容に対応できるとともに，家具等を適切に配置できるゆとりのある面積，形状とすることが望ましい。
- ② 作品等の展示などの場としての利用も考慮し，規模，空間構成等を計画することも有効である。

6 食事のための空間

(1) 空間構成，位置等

- ① 豊かな食習慣を身に付けさせる上で，保育室とは別に，食事のための空間を計画することも有効である。その際，多目的な空間となるよう配慮することや，手洗いの場を近接した位置に設けることが望ましい。
- ② 食事ができるテラス等半屋外空間を一体的に計画することも有効である。

(2) 面積，形状等

第3章 園舎計画

- ① 食事の場所として落ち着いた空間とし、衛生面に十分配慮することが重要である。
- ② ゆとりと潤いを感じられ、楽しい食事ができるような空間とし、食卓、いす等の家具を弾力的に配置できるゆとりのある面積、形状とすることが望ましい。
- ③ 幼児が教職員や保護者、地域住民等と一緒に、簡単な料理や片づけ等ができる計画とすることも有効である。

7 半屋外空間

(1) 空間構成、位置等

- ① 幼児の主体的な活動を促す空間として、園舎周りの半屋外空間を積極的に計画することが望ましい。その際、保育室等の園舎部分及び屋外空間との連続性や回遊性に配慮することが重要である。
- ② 風、積雪等地域の気候的特性に留意し、日照、採光、通風等について良好な環境条件となるよう、半屋外空間の位置及び向き等に留意することが望ましい。

(2) 面積、形状等

ゆとりと潤いを感じ憩いの場として構成することのできる面積、形状とすることが望ましい。

第3 共通空間

1 昇降口、玄関等

(1) 空間構成、位置等

- ① 登降園時に利用する昇降口、玄関等は、保護者等が円滑に幼児を送り迎えすることができるよう、ホール、ラウンジや保育室から利用しやすく、幼児の登降園の状況を確認できる位置に計画することが重要である。なお、幼稚園規模等に応じて分散して計画することも有効である。
- ② 日常の園舎と園庭との出入りの際に利用する昇降口は、上履きと下履きの動線が交差することなく、園舎等の周囲を迂回せず園庭へ出やすい位置に計画することが重要である。
- ③ 降雨、強風、積雪等の地域の気候的特性に留意して、昇降口の位置及び開口部の向き、庇を検討するとともに、必要に応じ、風除室、乾燥室等を設けることが望ましい。

(2) 面積、形状等

- ① 出入口の幅を十分確保し、下足箱、傘立て等の配置を考慮し、安全かつ円滑に出入りできる面積、形状とすることが重要である。
- ② 日常的に多数の保護者が送迎に訪れるため、降雨、強風、積雪等地域の気候的特性に配慮し、送迎時に効率的に使用できる面積、形状とすることが望ましい。
- ③ 障害のある幼児等が支障なく出入りできるように、車椅子等を利用した移動に支障のない面積、形状とすることが望ましい。

2 廊下、階段等

(1) 空間構成、位置等

- ① 廊下、階段、スロープ等は、安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるような規模、配置等を計画することが重要である。
- ② 安全性の確保に留意しつつ、幼児等が多様な活動、交流を展開する場としても活用できるように、廊下、階段等を計画することが望ましい。

- ③ 階段の踊り場や廊下にゆとりを持たせることにより、例えば幼稚園を紹介するためのギャラリーや多様な情報を交換する場として計画することも有効である。
 - ④ 必要に応じ、保育室、遊戯室等と一体の空間としても利用することのできるような計画とすることも有効である。
- (2) 面積、形状等
- ① 必要な照度を確保し、過度の混雑を生じることのない安全な幅、形状等とすることが重要である。特に、吹抜け等に面した階段では、墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。
 - ② 車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積を確保し、段差がある箇所はスロープ等を設置することが望ましい。
 - ③ 廊下の曲がり角、廊下と階段の接続部等は、出会い頭の衝突防止に配慮し、見通しを確保するなど形状等を工夫をすることが重要である。
 - ④ 廊下の突き当たり部は、衝突防止に配慮した計画とすることが重要である。

3 便所

- (1) 空間構成、位置等
- ① 幼児の利用する便所は、保育室の配置状況や園庭との位置関係を考慮して、利用しやすい位置に計画することが重要である。その際、清潔で使いやすい計画とするとともに、3歳児、障害のある幼児の利用する便所は、保育室に近接した位置に計画することが望ましい。
 - ② 幼児の利用する便所とは別に、教職員、保護者、外来者等の便所を、管理空間の適切な位置に男女別に計画することが重要である。
 - ③ 障害者用の便器、手すり等の設備を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。
 - ④ 乳幼児用のベッドやベビーチェア等の設備を設置した便所を、管理空間の適切な位置に計画することも有効である。
 - ⑤ 地域の幼児教育のセンターとして整備する場合は、保護者、幼稚園開放時における利用者、外部からの訪問者等の動線に配慮した位置に便所を計画することが重要である。
- (2) 面積、形状等
- ① 幼児の心身の発達を考慮して、幼児数、利用状況等に応じた種類及び数の便器、手洗い設備、シャワー等を設置できる面積、形状とすることが重要である。
 - ② 便所にブースを設ける場合は、教職員が必要に応じてブース内の安全を確認でき、また、幼児が容易に操作できる扉の高さ、幅等とすることが望ましい。

4 水飲み、手洗い等

- (1) 空間構成、位置等
- ① 水飲み場、手洗い場は、保育室、食事のための空間、運動スペースの付近など園内の必要な場所に分散して計画することが重要である。また、通行部分が濡れるような配置は避けて計画することが望ましい。
 - ② 足洗い場は、洗浄前後の動線の設定に十分留意して、昇降口その他の主要な出入口に近接した位置に計画することが望ましい。
 - ③ シャワー等を設置する空間は、屋内外の保育空間や職員室から利用しやすく、また、3歳児等への対応がしやすい位置に計画することが望ましい。
- (2) 面積、形状等

第3章 園舎計画

- ① 水飲み場，手洗い場，足洗い場は，幼児数，利用頻度等に応じた適当な数の水栓等を設置できる面積，形状とすることが重要である。
- ② シャワー等を設置する空間は，利用状況に応じた面積，形状を確保することが重要である。

第4 家庭・地域連携空間

1 預かり保育室

(1) 空間構成，位置等

- ① 午睡やおやつ等の「預かり保育」独自の活動に対応した専用の室を計画することが望ましい。なお，保育室等と共用する場合は，「預かり保育」のための活動に適切に対応できる空間構成や雰囲気づくりをすることが重要である。
- ② 家庭的な雰囲気のゆとりと潤いのある空間となるよう計画することが重要である。また，職員室と近接した位置に配置することが望ましい。
- ③ 明るさを抑え，静かな環境を形成することが可能な午睡のための空間を計画することが望ましい。その際，布団等の収納や空調設備について留意することが望ましい。
- ④ 衛生面に配慮しながら，おやつ等の軽食を食べるための空間を計画することが望ましい。
- ⑤ 保護者が幼児を送り迎えするための玄関等については，保護者と幼児が円滑に出会えるよう配慮することが望ましい。

(2) 面積，形状等

- ① 幼稚園の規模や「預かり保育」の対象となる幼児数，及び活動日数や活動時間帯等の運営方法も考慮し，適切な規模の面積とすることが重要である。
- ② 必要に応じて，床に畳やカーペット等を採用することも有効である。

2 子育て支援室

(1) 空間構成，位置等

- ① 子育て相談や子育てサークル活動に対応したり，幼児の保護者同士及び保護者と教職員が交流したりすることができる子育ての支援活動専用の空間を計画することが望ましい。その際，玄関から近い位置に，内部の様子が分かるように計画するなど，立ち寄りやすい雰囲気とすることが重要である。
- ② 保護者との個別相談に対応でき，プライバシーを守ることでできる小部屋を計画することも有効である。
- ③ インターネットを活用し，保護者や地域住民と子育てに関する情報交換や相談に対応できる「子育て情報ネットワーク」の構築に配慮した計画とすることも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 乳幼児を伴う保護者の利用に配慮し，乳幼児用のベッドや給湯設備，授乳用の空間などを備えた形状として計画することが望ましい。
- ② 乳幼児は床を這う，寝転ぶ，座る等の行動をとることに留意し，床材の選択やコンセントの仕様等については，安全性や衛生面に十分配慮することが望ましい。
- ③ 育児に関する情報を掲示するスペースや，育児に関する書籍や絵本の閲覧スペースを計画することも有効である。

3 PTA室

(1) 空間構成, 位置等

- ① P T A室は, 保護者等が気軽に集まり交流や学習等ができ, 教職員と相談しやすい雰囲気とし, その位置は職員室と近接させることが望ましい。
- ② 地域住民やボランティア等が交流できる場としてP T A室を計画することも有効である。

(2) 面積, 形状等

保護者, 地域の人々, ボランティア等が幼稚園において活動する上でその拠点となる室として, 必要な家具等を適切に配置できる面積, 形状とすることが望ましい。

第5 管理空間

1 職員室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 職員室は, 園庭, アプローチ部分などの見通しがよく, 園内各所への移動に便利な位置に計画することが重要である。また, 幼稚園開放の際, 外部からの来訪者が訪問しやすい位置に計画することが望ましい。
- ② 教務, 事務等の執務内容に応じた規模の空間を確保するとともに, 幼児の活動を常時見守ることができ, 緊急時にも速やかに対応できる位置に計画することが重要である。

(2) 面積, 形状等

- ① 必要な家具, 事務機器, 放送設備等を適切に配置できる面積, 形状とすることが重要である。
- ② 打合せや教材の開発・研究のための作業を行うコーナー等の空間や教材等を保管するスペースを確保することも有効である。
- ③ 休憩・休息, 食事のための湯沸かし, 流し等の設備を備えたラウンジやコーナー等の空間を確保することも有効である。

2 園長室・応接室

(1) 空間構成, 位置等

園長室, 応接室は, 職員室と近接した位置に計画することが望ましい。

(2) 面積, 形状等

- ① 園長室, 応接室は, 保護者の子育て相談等での利用にも対応できるよう配慮しつつ, 必要な家具等を適切に配置できる面積, 形状とすることが重要である。
- ② 幼稚園の歴史に関わる資料等を保管し, 展示するための家具等を設置することのできる面積, 形状とすることも有効である。
- ③ 指導要録等の幼児の個人的な情報を適切に管理することのできる面積, 形状とすることが望ましい。

3 会議室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 教職員や保護者, 地域住民の間で情報交換や触れ合いの機会がもてる空間として計画することが望ましい。
- ② 会議室は, 必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用したり, 各種作業の場として活用したりできるように計画することも有効である。

(2) 面積, 形状等

会議室は, 会議机等の家具を弾力的に配置することのできる面積, 形状とするこ

第3章 園舎計画

とが重要である。

4 保健室

(1) 空間構成, 位置等

良好な日照, 採光, 通風等を確保でき, 職員室や便所に近接した位置に計画することが重要である。また, 相談室を併せて設けることも有効である。

(2) 面積, 形状等

- ① 健康診断, 応急処置, 休養のための家具, 機器を配置し, 薬品等を安全に保管できる面積, 形状とすることが重要である。
- ② 病気やけがの幼児を迅速に搬送できるよう, 屋外に通じる専用の出入口を設け, 洗浄設備を確保することも有効である。

5 受付

(1) 空間構成, 位置等

防犯上の観点から, 外部からの来訪者を確認し, 不審者を識別できるようにするため, 運営体制を考慮した上で, 来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置で, 職員室等に隣接した位置又はその一部に, 来訪者応対用の受付を設置することが重要である。

(2) 面積, 形状等

- ① 受付では, 記帳や名札の受け渡し等が円滑に実施できる計画とすることが重要である。
- ② 外部からの来訪者が近寄り難い雰囲気とならないように, ゆとりや潤いといったデザイン上の工夫をすることが望ましい。

6 更衣室・休憩室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 教職員用の更衣室は, 職員室と近接した位置に配置することが望ましい。
- ② 教職員用の休憩室は, 職員室と近接した位置に配置し, ソファ等の家具や畳の導入を考慮し, ラウンジ的な空間として計画することが望ましい。

(2) 面積, 形状等

更衣室は, 男女別に計画し, ロッカー等の収納家具や, 必要に応じてシャワー設備を設置できる面積, 形状とすることが望ましい。

7 調理室

(1) 空間構成, 位置等

- ① 安全かつ円滑な配膳経路の確保及び良好な環境衛生及び安全性の維持が可能となるよう計画することが重要である。
- ② 食堂・ランチルーム等の食事のための空間に近接させて計画することが重要である。
- ③ 騒音, 異臭等により教育活動に支障を及ぼすことなく, また, 外部から車の進入しやすい位置に計画することが重要である。
- ④ 休憩, 着替え等のための空間を確保することが望ましい。
- ⑤ 食品や食材の保管を適切に行うとともに, 食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し, 衛生管理を行い易い施設として計画することが重要である。
- ⑥ 調理室又は給食センター等から, 食事のための空間へ配膳する間の保管場所に

については、異物混入を防ぐため、施錠等も含め計画することが重要である。

- ⑦ 食べ物への興味や関心を高めるため、安全性を確保した上で、幼児が訪れやすい場所に調理室を配置することも有効である。

(2) 面積，形状等

- ① 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、必要となる設備を利用しやすいよう設置し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる面積，形状とすることが重要である。
- ② 床を乾いた状態で使用するドライシステムにより計画することが重要である。
- ③ 開口部の位置や高さに配慮し，内部の様子を観察できるように計画することも有効である。

8 その他の管理諸室

- ① 洗濯機，乾燥機等を設置する場合は，幼児が自由に近づけない位置に計画することが重要である。
- ② 倉庫を設ける場合は，物品等の種類，寸法，量に応じて必要な空間を確保するとともに，搬出入に便利な位置に計画することが望ましい。
- ③ 機械室を設ける場合は，騒音や振動の影響，燃料などの搬入等を考慮して，幼児の保育空間から離れ，保守・点検を行いやすい位置に計画することが望ましい。
- ④ 管理諸室の周辺に職員や外来者用の便所，手洗いを計画することが重要である。

第4章 園庭計画

第1 基本的事項

1 教育環境の向上

- (1) 幼児期の心身の発達，人体寸法，動作寸法，行動特性等を勘案して，幼児が自発的，自主的な活動を展開できるように，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。
- (2) 園庭を構成する各施設部分について，指導方法，幼児の多様な活動内容や利用頻度等を十分勘案した適切な空間構成，配置等を計画することが重要である。
- (3) 幼児の多様な活動内容に十分留意し，園舎周りの屋外空間や屋上等を含め，園地全体を活用して幼児が活動できるよう園庭全体の連続性や回遊性に配慮することが重要である。
- (4) 3歳児や乳幼児の利用が想定される場合は，専用の屋外保育空間を保育室に近接した位置に設けることも有効である。
- (5) 幼児の自然体験を豊かにし，心身の発達を促すため，防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意しつつ，現存する森，樹木，池等や自然の傾斜，段差等を有効に活用することが望ましい。
- (6) 環境を考慮した取り組みとして，太陽光を利用したモニュメント，風力発電装置等を設置することは，環境教育を踏まえた活用という観点からも望ましい。
- (7) 園地近傍の樹林，草原，小山，小川，池等を活用して園庭を計画することも有効である。
- (8) 園舎の屋上，壁面，テラス，ベランダなどについて緑化することが，環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。

2 総合的かつ柔軟な計画

- (1) 各施設部分・空間等は，相互の調和や全体的な景観に配慮し，園舎周りの屋外空間や屋上等を含め，園地全体を活用して幼児が活動できるように，園舎部分との連続性に配慮して計画・設計することが重要である。
- (2) 幼児の多様な活動の展開に柔軟に対応するため，可動遊具の導入等により各施設部分の空間配分及び配置の再構成が可能な計画とすることが望ましい。
- (3) 文化的な環境づくりのために，舗装面の装飾やモニュメントの設置等を計画することも有効である。
- (4) 地域住民との交流や，保護者と教職員，保護者間の交流の場としての機能を充実させるため，園庭にベンチ，庭等の空間を計画することが望ましい。
- (5) 保育所との連携を行う場合は，相互の園庭の共用化を考慮した計画とすることも有効である。

第2 運動スペース

- (1) 敷地の形状を有効に活用し，変化に富み，遊びながら様々な活動を体験できる空間として計画・設計することが重要である。
- (2) 運動や遊びの種類，設置する遊具の利用形態等に応じて，必要な面積，形状等を確保できる計画・設計とすることが重要である。
- (3) 構造及び仕様は，表面が平滑で，適度な弾力性を備え，また，適度の保水性と良好な排水性じんを確保するように計画し，設計することが重要である。

- (4) 表層部分の材料は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動等の内容に最も適した種類を選定することが重要である。
芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (5) 必要に応じ、東屋やパーゴラ等、日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることも有効である。
- (6) 屋上で運動する計画とする場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確認するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

第3 遊具

- (1) 固定遊具等は、幼児期の心身の発達にとって重要な役割を果たすことを踏まえ、自然の樹木や地形の起伏等を遊具として活用することや衛生面も考慮しつつ、幼児数や幼児期の発達段階、利用状況、利用頻度等に応じ必要かつ適切な種類、数、規模、設置位置等を検討することが重要である。その際、幼児のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のもので選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、幼児の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (2) 固定遊具、可動遊具ともに定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。とりわけ、揺れ、回転、滑降等を伴う遊具の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。
- (3) 固定遊具の支柱の基礎部分及び遊具の周りは、幼児の安全に配慮した仕上げ、構造等とすることが重要である。
- (4) 幼児の興味や関心、遊びの変化等に応じ遊具の再配置が可能となるように、可動遊具や組立遊具を安全性に留意して導入することも有効である。

第4 砂遊び場、水遊び場その他の屋外教育施設

1 砂遊び場

- (1) 安全面及び衛生面における維持管理に十分留意しつつ、適当な面積、形状、砂質等のものを確保することが重要である。
- (2) 日当たりが良く安全かつ効果的に利用できる位置に計画することが重要である。

2 水遊び場

- (1) 水質管理ができるプール等の水遊び場を計画することが望ましい。また、水質管理や利用形態に十分留意しつつ、幼児が楽しく遊べる小川や池、可動式の水遊び場を計画することも有効である。
- (2) 日当たりが良く、安全かつ衛生的に管理できる位置に計画することが重要である。また、必要に応じ、日除けのための設備を設置することが望ましい。

3 その他の屋外教育施設

- (1) 動植物の飼育、栽培のための施設を、安全面や衛生面に留意しつつ、計画することも有効である。その際、幼児が活動しやすいよう配慮することが望ましい。
- (2) 敷地内に地域の自然を活用したビオトープ*を計画することも有効である。

第4章 園庭計画

※ビオトープ・・・水生植物、水生動物等の観察ができる小川、池等をはじめとする生物の生息空間

- (3) 敷地内に、幼児が登ったり駆け下りたりできる築山、通り抜けができるトンネル、泥遊びができる場所等を安全面及び衛生面に留意しつつ計画することが望ましい。
- (4) 憩い、食事、交流、発表等の場として、ステージ、ベンチ等を設置することも有効である。

第5 緑化スペース

1 共通事項

- (1) 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースが教材としても活用されるよう配慮し、園地全体に積極的かつ効果的に取り入れることが重要である。
- (2) 緑化に当たっては、維持管理の方法を十分検討しつつ、樹木の成長等の状況を十分予測し、長期的な展望の下に計画することが重要である。
- (3) 土地的条件、気候的条件などを十分考慮するとともに、有毒、有害寄生虫の有無等に留意し、適切な種類の樹木や草花等を選定することが重要である。
- (4) 四季折々に花を咲かせ、実をならせる樹種を選定するなど、植物やそこに飛来する野鳥、昆虫等の生態等を観察できるように計画することが重要である。
- (5) 明るい雰囲気を作り出し、幼稚園への愛着や思い出につながり、地域住民が誇りや愛着をもつことのできる緑化計画とすることが望ましい。
- (6) 敷地内に十分な緑化の空間を確保することのできない場合などにおいては、安全性に十分留意しつつ、建物の外周部、屋上等を緑化に活用することが重要である。

2 樹木

- (1) 樹高の高い樹木を園舎の周囲、園地周辺部等にまとまりを持たせて配植したり、1本又は数本の樹木をポイント的に配植することも有効である。
- (2) 樹木の配植に当たっては、目的とする機能を有効に発揮することができるよう樹種、機能等に応じ間隔、配列等を設定し、園舎内や敷地周囲等からの見通しを妨げない計画とすることが重要である。
- (3) 園舎等の建物周囲へ樹木を配植する場合は、室内の採光、通風等に支障を生じることのないよう計画することが重要である。
- (4) 園地周辺部に樹木を配植する場合は、日影、落葉等によって周辺地域へ支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、周辺地域の景観と調和し、良好な景観の構成に貢献するよう計画することが望ましい。
- (5) 安全性に留意しつつ、木登りなどの遊びをできる樹種を選定することも有効である。
- (6) 郷土産のものを中心に、四季の変化、生態等を観察することのできる樹種を選定することが望ましい。

3 植え込み

- (1) 低木による植え込みを、前庭部、園舎周囲、沿道部、敷地境界部等にある程度の密度を持たせて計画することも有効である。
- (2) 植え込みを計画する場合は、維持管理や防犯上死角の原因とならないことに十分留意しつつ、目的、場所等に応じた適切な樹種を選定し、ある程度の密度をも

って、配植することが望ましい。

- (3) 樹高の高い樹木と組み合わせる場合には、植え込みに日照障害を生ずることのないよう留意して計画することが重要である。

4 芝生

- (1) 芝生のもつ効用を、維持管理及び植栽場所に十分留意しつつ、効果的に活用することも有効である。
- (2) 使用目的及び使用場所に適した種類の芝を選定することが重要である。
- (3) 樹木等と併用する場合は、芝に日照障害を生じることのないよう留意して計画することが重要である。
- (4) 前庭部、保育室の前面等に芝を配植することも有効である。
- (5) 幼児が日常的に使用する部分は、感触、踏圧に対する耐性、維持管理のしやすさ等に留意して芝の種類を選定することが重要である。
- (6) 芝の植付けに当たっては、生育条件の確保に留意しつつ、種類等に応じて植付けの方法、時期等を選定することが重要である。

5 花壇

- (1) 幼児が自発的、自主的に世話ができ、また管理もしやすいように、位置、規模等を計画することが重要である。その際、栽培する草花、野菜等の種類は、開花や収穫の時期及び期間、手入れや収穫等の管理の難易を十分検討し、適切なものを選定することが望ましい。
- (2) 設置位置は、日当たりがよく、目につきやすく、かつ、管理に容易な場所とすることが望ましい。
- (3) 形状等については、複雑な形状及び過度の広さとすることは避け、周囲をレンガ、ブロック等で縁どり、適当な規模に区画することが望ましい。
- (4) 花壇とは別に、花壇面積に応じた十分な苗場を用意しておくことが望ましい。

6 生け垣

- (1) 潤いのある親しみやすい環境を構成する上で、侵入防止、目かくし、防じん、防音等遮への必要な部分に生け垣を計画することも有効である。
- (2) 生け垣を計画する場合は、場所及び目的に応じ、生け垣の種類や使用する樹木等を選定し、防犯上も考慮し計画することが重要である。また、景観構成上も有効となるよう配植することが望ましい。
- (3) 園地周辺部に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、変化をもたせ、厚みを感じる計画とすることが望ましい。
- (4) 園地内の施設の境界に計画する場合は、目的とする機能の確保に留意しつつ、区画する施設その他の背景と調和し、かつ、園地内の良好な景観を構成するよう樹種、配植等を計画することが望ましい。

第6 門、囲障等

1 門

- (1) 幼児の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。
- (2) 幼児等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案して十分な幅の通行部分を確保することが重要である。

第4章 園庭計画

- (3) 幼児の道路への飛び出しを避けることができるように、門及び門周りの囲障の仕様、配置等を計画することが望ましい。
- (4) 門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。
- (5) 不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとするのが重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。
- (6) 見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (7) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (8) 門の周辺に、送迎の際などに保護者同士が交流できる空間を計画することが望ましい。

2 囲障等

- (1) 囲障は、地域状況に応じ防犯にも留意しつつ、周辺環境に調和し、開放的で親しみを感じられるよう計画することが望ましい。
- (2) 囲障を計画する際、特に防犯の面からは、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものとするのが重要である。また、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、囲障について十分な高さや形状を確保することが望ましい。
- (3) 防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ囲障の周辺に設置することも有効である。
- (4) 生け垣とする場合には、維持管理や周辺への影響について十分検討し、適切に樹種を選択し、配列することが重要である。
- (5) 運動スペース周辺の住宅、道路の状況等に応じて、防護ネット等を計画することが望ましい。
- (6) 囲障、防球ネット、フェンス等については、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう設計することが重要である。

3 駐車場等

- (1) 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 出入りに伴う騒音、排気ガス等が教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画することが重要である。
- (3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。
- (4) 必要に応じ、通園バスの駐車場や送迎の際の乗降場所、保護者、幼稚園開放における利用者、外部からの訪問者の自転車やベビーカー等を置くための場所を計画することが重要である。

第5章 詳細設計 (抄)

第1 基本的事項

2 機能性に配慮した設計

- (1) 幼児期の発達段階に留意しつつ、人体寸法、動作寸法、行動特性等に配慮して設計することが重要である。
- (2) 3歳児や障害のある幼児のために特別な仕様とする場合は、これらの幼児が有している運動・動作、認知等の能力を最大限発揮させ、その発達を促すよう配慮することが望ましい。
- (3) 障害のある幼児、教職員及び幼稚園開放時の高齢者、身体障害者等の利用を考慮し設計することが重要である。
- (4) 各室や空間に求められる機能や環境条件に応じて、材質や色彩・形状等の意匠を、設備や家具の導入計画も併せて一体的に設計することが重要である。
- (5) 幼児の興味や関心、目の高さに留意して、案内図やサイン、標識等を計画することが望ましい。

第6章 構造設計 (略)

第7章 設備設計 (抄)

第1 基本的事項

3 機能性

- (4) 環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。

6 効率性

- (1) 各室・空間の利用内容、利用状況等に応じエネルギーを効率的かつ適切に供給することができるよう総合的に検討して計画し、設計することが重要である。
- (2) 設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、設計することが望ましい。
- (3) 太陽熱給湯や太陽光発電、風力発電等の導入については、導入規模、維持管理方法、休暇期間中の対応等を十分考慮して計画することが望ましい。
- (4) 節水型機器の導入、雨水の便所洗浄水や園庭散水への利用、排水再利用など水資源を無駄なく有効に活用する工夫をすることが望ましい。

第8章 防犯計画 (略)

第2編 幼児期の教育を充実させるための施設整備関連方策について

I 背景及び課題

1. 背景

平成21年4月から子どもたちの「生きる力」の基礎をより一層はぐくむことを目指し、新しい幼稚園教育要領が実施されている。

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、幼稚園教育は、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して幼児が体験を重ねられるよう、一人一人に応じた総合的な指導を行うという基本的な考え方を、今回の幼稚園教育要領の改訂では充実発展させている。

この幼稚園教育要領の改訂や地球温暖化等の環境問題など社会状況の変化等への対応を踏まえるため、平成21年6月から、現行の幼稚園施設整備指針について、改訂を行うための検討を実施し、今般、検討結果を報告書として取りまとめた。

今後、この報告書を踏まえて、幼稚園の質的な整備が進められることを期待するものである。

2. 課題

今日、幼児の自然体験等の体験活動が減少する中、幼稚園施設においても、従来にも増して自然体験等のきっかけづくりとなる施設づくりが求められている。

また、家庭や地域の教育力が低下する中、幼稚園の機能を生かした子育ての支援が必要とされており、保護者や地域の人々が利用しやすい地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすための施設づくりが求められている。

さらに、「預かり保育^{*}」を実施する幼稚園が増加しており、幼稚園の教育活動としての適切な実施が求められている。施設面でも、「預かり保育」に適切に対応できる家庭的な雰囲気のある空間の計画が求められている。

※「預かり保育」・・・ 通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動

Ⅱ 幼稚園施設整備指針改訂の要旨

今回の改訂の要旨は以下の通り。

(1) 多様な生活体験が可能となる環境の整備

- 植栽、草花などの自然を取り込んだ緑化スペースを園地全体に積極的かつ効果的に取り入れることとしたこと。
- 園舎・園庭は、変化に富み、遊びながら様々な活動を体験したり挑戦したりできる空間として計画することとしたこと。

(2) 家庭や地域と連携した施設整備の充実

- 子育ての支援活動に当たっては、立ち寄りやすい雰囲気の子育ての支援活動専用の空間を計画したり、門の周辺に、送迎の際などに保護者同士が交流できる空間を計画したりするなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割や機能を一層充実させることとしたこと。
- 「預かり保育」のための空間は、家庭的な雰囲気ゆとりと潤いのある空間とするなど幼児が長時間園内に滞在することに配慮することとしたこと。

(3) 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続への対応

- 近隣の小学校の児童等との交流に配慮した施設として計画することとしたこと。

(4) 子どもの体力向上のための空間

- 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶなど幼児の興味や関心が戸外にも向くよう、屋内外の空間的な連続性や回遊性に配慮して園庭を計画し、遊具を配置することとしたこと。

(5) 情報環境の充実

- 必要に応じて、幼児が様々なことに興味や関心を広げることや、校務情報化の推進に資するため、幼児への影響に配慮しつつ、情報機器の導入が可能となる計画とすることとしたこと。

(6) 特別支援教育の推進への配慮

- 情緒障害、自閉症又はADHD等の障害のある幼児が落ち着きを取り戻すことのできるような小規模な空間を設けるなど、特別の支援を必要とする幼児に配慮した計画とすることとしたこと。

(7) 環境面からの持続可能性への配慮

- 環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した施設環境を確保することとしたこと。その際、教材としても活用されるよう計画することとしたこと。

Ⅲ 幼児期の教育を充実させるための施設整備の推進方策

1. 設置者における推進方策

設置者においては、幼児教育を充実させる施設整備の推進のため、地域の実情等を踏まえ、特に、以下の方策を講ずるよう配慮することが望ましい。

なお、幼稚園施設の耐震化や老朽化対策、エコ化等の機会を積極的に活用し、教育環境を計画的かつ総合的に向上させることが期待されている。

(1) 多様な生活体験が可能となる環境の整備

幼児期において、自然に触れて生活することの意味が大きいことを踏まえ、園舎・園庭は空間の変化に富み、遊びながら様々な活動を体験したり挑戦したりできる空間として計画することが重要である。その際、敷地全体を活用して幼児が活動できるよう園舎や園庭全体の連続性や回遊性に配慮して配置等を計画したり、遊具を配置したりすることなどが重要である。なお、敷地内に十分な緑化の空間を確保できない場合は、建物の外周部や屋上等を緑化に活用することも重要である。

(2) 子育ての支援活動のための必要なスペースの充実

幼児期の教育に関する保護者や地域の人々からの相談に応じたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児教育のセンターとしての役割を發揮することができるよう、相談室など必要なスペースを計画することが重要である。

(3) 「預かり保育」のための空間の充実

「預かり保育」を幼稚園の教育活動として適切に実施できるよう、幼児が長時間園内に滞在することに配慮して、家庭的な雰囲気のある空間を計画することなどが重要である。

2. 国の推進方策

国においては、設置者における幼稚園施設の整備の推進・充実に向け、引き続き必要な指導、助言、援助を行うことが求められる。

とりわけ、以下の推進方策を講ずるものとする。

(1) 設置者に対する財政支援

基本的な教育条件の一つとして、幼児の教育の場にふさわしい安全で快適な豊かな環境が全国で形成されるよう、国は、幼稚園施設の整備に関して必要な財源を安定的に保障することが求められており、そのための補助金等を確保する必要がある。

(2) 施設整備に関する情報提供

(事例集の作成)

国は、幼児期の教育を充実させるための幼稚園施設の整備を促進するため、優れた施設整備の事例を集めた事例集を作成し、関係者に周知する必要がある。

その際、幼稚園施設については、地域の実情等を踏まえた整備がなされる必要があることから、多様な条件に応じた事例を提示することが望まれる。

(積極的な情報提供)

質的整備を一層推進していくためには、幼稚園教育要領の趣旨と共に、本報告において示した基本的な方針や計画・設計上の留意事項を学校関係者に対して幅広く周知し、関係者の理解の増進を図っていく必要がある。このため、文部科学省は、本報告や事例集について研修会等で解説するとともに、広報誌、インターネット等を利用した情報提供を積極的に行うことが望まれる。

参 考 資 料

- 幼稚園施設整備指針の改訂等について（概要）
- 学校施設の在り方に関する調査研究について
- 学校施設整備指針の改訂等に関する審議の過程

幼稚園施設整備指針の改訂等について(概要)

幼稚園教育要領の改訂や社会状況の変化等に対応するため、平成21年6月から「学校施設の在り方に関する調査研究」(主査:杉山武彦 一橋大学学長)において、幼稚園施設整備指針の見直しについて検討

学校施設整備指針：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに示したもの

報告書のポイント

幼稚園施設整備指針の改訂の提言

◆ 幼稚園教育要領改訂への対応(平成21年度より実施)

多様な生活体験が可能となる環境の整備

- ・緑化スペースを園地全体に積極的かつ効果的に取り入れた施設計画
- ・変化に富み、遊びながら様々な活動を体験できる園舎・園庭

個別相談に対応できる
小部屋の計画 など

家庭や地域と連携した施設整備の充実

- ・地域の幼児教育のセンターとしての役割や機能を一層充実した施設計画
- ・長時間園内に滞在することに配慮した、預かり保育のための空間

家庭的な雰囲気
の空間を設ける など

幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続への対応

- ・近隣の小学校の児童等との交流に配慮した施設計画

遊戯室：保育室やホール等と連続して計画し、一体的な利用も
行えるように考慮する など

◆ 社会状況の変化への対応

子どもの体力向上のための空間

- ・屋内外の空間的な連続性や回遊性に配慮した園庭の計画や遊具の配置

情報環境の充実

- ・必要に応じ、幼児の興味・関心を広げたり、校務情報化を推進したりするため、情報機器の導入が可能となる施設計画

特別支援教育の推進への配慮

- ・個々の障害の状態に応じた多様な活動に柔軟に対応でき、ゆとりをもってかかわることのできる施設計画

障害のある幼児が、落ち着きを取り戻すことのできるような小規模な空間を設ける など

環境面からの持続可能性への配慮

- ・環境負荷の低減や自然との共生等を考慮し、教材としての活用も念頭においた施設計画

幼児期の教育を充実させるための施設整備関連方策の提言

設置者

- ・耐震化や老朽化対策、エコ化等の機会を積極的に活用した、教育環境の計画的かつ総合的な向上。
- ・多様な生活体験や子育て支援、預かり保育等に配慮した施設の計画。

国

- ・学校設置者に対する財源の安定的な保障。
- ・優れた施設整備の事例を集めた事例集の作成。積極的な情報提供。

学校施設の在り方に関する調査研究について

平成21年 6月19日

官 房 長 決 定

平成21年 7月16日一部改正

1 趣旨

近年の社会変化に対応するため、今後の学校施設の在り方及び指針の策定に関する調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 今後の学校施設の在り方について
- (2) 学校施設整備指針の策定について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙1の学識経験者等の協力を得て、2に掲げる事項について調査研究を行う。
- (2) (1)の他、教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査および研究の状況を把握するため、別紙2に掲げる特別協力者の参画を得る。
- (3) 必要に応じ、その他の関係者の協力を求めることができる。

4 実施期間

平成21年6月19日から平成23年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究に関する庶務は、大臣官房文教施設企画部施設企画課において行う。

学校施設の在り方に関する調査研究協力者名簿

氏名	職名
岩井 雄一	東京都立青鳥特別支援学校長 全国特別支援学校長会会長
上野 淳	首都大学東京副学長
海野 剛志	川崎市教育委員会教育環境整備推進室長
衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授 附属バリアフリー教育開発研究センター長
小笹 岐美子	藤沢市立長後中学校長
工藤 和美	シーラカンスK&H株式会社代表取締役 東洋大学理工学部教授
鈕持 勉	小金井市立小金井第一小学校長
◎ 杉山 武彦	一橋大学学長
高際 伊都子	学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長
○ 長澤 悟	東洋大学理工学部教授
中埜 良昭	東京大学生産技術研究所教授
成田 幸夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
増谷 信一	元社団法人日本PTA全国協議会副会長 千葉県PTA連絡協議会相談役
松村 和子	文京学院大学人間学部教授 文京学院大学ふじみ野幼稚園長
御手洗 康	放送大学学園理事長
宮崎 英憲	東洋大学文学部教授 社団法人日本自閉症協会理事
柳澤 要	千葉大学大学院工学研究科准教授
山重 慎二	一橋大学大学院経済学研究科准教授
山西 潤一	富山大学人間発達科学部教授
和田 文夫	東京都立羽村高等学校長

(以上20名、五十音順、敬称略 ◎：主査 ○：副主査)

学校施設の在り方に関する調査研究

幼稚園施設部会

氏名	職名
安家周一	学校法人あけぼの学園あけぼの幼稚園長 全日本私立幼稚園連合会副会長
池田多津美	港区立青南幼稚園長
○ 上野淳	首都大学東京副学長
倉斗綾子	首都大学東京大学院都市環境科学研究科客員研究員
塩美佐枝	社団法人全国幼児教育研究協会理事長 聖徳大学大学院教職研究科教授
柴崎正行	大妻女子大学家政学部児童学科教授
手塚由比	株式会社手塚建築研究所代表取締役
尾藤篤	群馬県総務部学事法制課長
松村和子	文京学院大学人間学部教授 文京学院大学ふじみ野幼稚園長
溝口敏行	千葉県教育庁企画管理部財務施設課副参事兼施設室長
宮本文人	東京工業大学教育環境創造研究センター教授

(以上11名、五十音順、敬称略 ○：部会長)

学校施設の在り方に関する調査研究特別協力者名簿

氏名	職名
青木栄一	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部研究員
新保幸一	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
屋敷和佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官

(以上3名、五十音順、敬称略)

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の検討経緯

第1回 協力者会議 (平成21年6月26日)

- ・主査、副主査の選任について
- ・幼稚園施設部会の設置について 等

＜第1回幼稚園施設部会＞ (平成21年7月15日)

- ・幼稚園施設部会の主な検討内容について(自由討議)
 - ・関係委員からのヒアリング 等
- 手塚 由比 株式会社手塚建築研究所代表取締役

○ 幼稚園施設等現地調査 (3校1園)

調査年月日	調査校
平成21年 9月 2日	港区立白金台幼稚園
9月11日	ふじようちえん
9月15日	大和郷幼稚園 新宿区立四谷子ども園

＜第2回幼稚園施設部会＞ (平成21年9月29日)

- ・現地調査報告について
- ・幼稚園施設整備指針改訂の方向性について 等

＜第3回幼稚園施設部会＞ (平成21年10月26日)

- ・幼稚園施設整備指針改訂の方向性について 等

第2回 協力者会議 (平成21年10月30日)

- ・幼稚園施設部会における検討経過報告について 等

＜第4回幼稚園施設部会＞ (平成21年11月27日)

- ・幼稚園施設整備指針改訂の改訂素案について 等

第3回 協力者会議 (平成21年12月11日)

- ・幼稚園施設整備指針改訂の改訂素案について 等

＜第5回幼稚園施設部会＞ (平成22年1月14日)

- ・幼稚園施設整備指針改訂の改訂案について 等

第4回 協力者会議 (平成22年1月27日)

- ・幼稚園施設整備指針改訂の改訂案について 等

